



平成 28 年 12 月 27 日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 宇賀 克也



東京都情報公開条例第 39 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 28 年 12 月 14 日付 28 心福障第 433 号により、当審議会に対して諮問された「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 個人番号の保有について

当該事務において使用している身体障害者手帳交付等事務システムは、平成28年7月にインターネットと接続している府内LANからの分離が完了したことにより、当該システムでの特定個人情報ファイルの保有を開始したことを確認した。

2 委託の取扱いについて

- (1) 委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 当該事務は、業務・システムに鑑みると、委託の必要性が高いと考えられる一方で、当該事務の取り扱う情報の性質に照らし、その取扱いには特段の配慮を要するものであるため、今後も、厳格な管理監督について、継続的な検証に努めること。

3 中間サーバーへの副本登録について

当該事務における個人番号の利用として、台帳登録・管理に加え、平成29年7月以降は、中間サーバーへの副本登録を業務として行うこととなり、その提供先は都の個人番号利用事務としては最多の13件となる予定である。

については、中間サーバーに登録する副本の正確性確保が重要であるため、情報連携開始に向け、副本登録作業の担当者やその担当者IDに係る適正な権限設定について検証に努めること。

4 特定個人情報の保存及び消去について

当該事務における申請書は、交付決定文書の一部であり、「十年を超える有効期間の許認可等の特に重要な行政処分に関するもの」として東京都文書管理規則（以下「規則」という。）に基づき長期保存を行っている。

マイナンバー制度導入後は、当該申請書には個人番号が記載されることとなるため、規則等による保存期間、消去時期及び保存方法など長期保存文書に係る取扱いについては、文書の取扱いに係る全庁的な検討に注視しながら、引き続き検証に努めること。

5 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用すること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
平成28年12月14日	諮詢
平成28年12月14日から同月16日まで	本評価書案概要説明・審議 (第22回特定個人情報保護評価部会)
平成28年12月21日	審議(第23回特定個人情報保護評価部会)
平成28年12月27日	「身体障害者手帳の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原靜雄、神橋一彦、宮内 宏